

○農林水産省告示第千八百二十九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三十二条の二第一項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する特定家畜人工授精用精液等を次のように定め、令和二年十月一日から施行する。

令和二年九月二十八日

農林水産大臣 野上浩太郎

家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の農林水産大臣が指定する特定家畜人工授精用精液等は、次に掲げる品種に該当する牛の家畜人工授精用精液及び家畜受精卵とする。

- 一 黒毛和種
- 二 褐毛和種
- 三 日本短角種
- 四 無角和種
- 五 第一号から第四号までに掲げる品種間の交雑の品種
- 六 第一号から第五号までに掲げる品種と第五号に掲げる品種との交雑の品種